（毎月1日・15日発行）定價一部5円　（昭和23年6月10日第三種郵便物認可）　【第104号】

受 29.12.3 付

市政だより

発行所 苫小牧市役所
編集発行人 新岡正敏
印刷所 ナハタ印刷株式会社

手元の現金はひとまず貯蓄へ
歳末貯蓄運動を展開中

十一月二十日から十二月三十一日まで全国的に「歳末特別貯蓄運動」が展開されておりますが、市でもつぎの要綱により、この運動を積極的かつ強力に実施することになりましたから、所期の実効をあげられるよう市民皆さまの格別なご協力をお願いいたします。

㊀呼びかけの言葉

手もとの現金はひとまず貯蓄へ　しんけんに物とお金の節約を

㊁運動の重点

①農家に對しては農家経済の計画化、合理化を促進する意味においても、また冷害風水害等の災害に対処するためにも、まとまつた收入のあるこの時期に努めて收獲代金等の長期貯蓄化を実践して農業経営の万全を期するものとする。

②個人については生活の刷新、企業に対しては経營の合理化によつて歳末浮動資金を極力貯蓄化するものとする。

③金融機關については、資金の質と量並びにその流れを常には握し、この際特に新規貯蓄層の開拓により新たな実質預貯金の増加に努力すること。

㊂運動の実施事項

源泉貯蓄の励行

①供米その他農作物等の出廻り最盛期に當り努めて收穫代金の源泉貯蓄と長期化を期しこの時期を機會として農村経済の合理化計画化を強力に呼びかけることと

②引き續き経常收入の一割以上の貯蓄を強力に呼びかけること。

③貯蓄組合（職域貯蓄組合婦人会および青年団等の地域組合、納税貯蓄組合、こども銀行など）の結成促進

④愛郷貯蓄運動の展開

⑤年末年始の虚礼廃止

⑥家計簿記帖の励行

◇お金の値打ちがだんだん出て参りました。
◇收入の一割は貯蓄しましょう。
◇一円以上いくらでもお預り致します。判こをもつてお出で下さい。

苫小牧金融協会
北海道拓殖銀行苫小牧支店
北海道銀行苫小牧支店
北洋相互銀行苫小牧支店
苫小牧信用金庫

人口動態（十一月二十日現在）

▽世帯数	▽人口	▽出生	▽死亡	▽転入	▽転出	▽世帯数増	▽人口増
九、七八三	四八、五九〇	七五	一三	六七五	四八二	一〇九	一九三

建築課長着任

欠員中の市役所建築課長に後藤弘義氏(33)（室蘭市役所工營部營繕係長）を、十一月二十二日付で発令しました。

本田市議辞職

王子製紙苫小牧工場設計工作部工作課長本田勤男氏(48)は、過日春日井工場施設課長に転勤発令となりましたので、十一月十五日付で市議會議員を辞職、二十一日家族同伴赴任いたしましたこれで市議會議員数は二十八名となり二名の欠員です。

地域給の引上げ修正奏効
田中市長の歸廳談
電通局舎新築問題で猛運動

田中市長は九、十日徳島市で開かれた全国市長會に出席の後、東京に立寄り十八日夜帰廳しましたが、地域給引上げ運動の経過その他についてつぎのように語りました。

十三日、上京中の苫小牧市地域給対策委員代表三名と会い、直ちに衆、参両院人事委員会委員長に陳情運動を行つた結果三級地引上げに修正する見通しはつきましたが、臨時国会で提案されなければ実現はむずかしく、更に運動を続けなければなりません。

苫小牧電報電話局の廳舎新築は、本年初め明年度着工する予定で、この工事費は明年度予算に計上することにほぼ決まつておりましたが、調査の結果明年度予算から脱落していることが判りましたので電々公社、郵政省などに明年度着工を陳情しましたところ、きよう（十九日）松井郵政政務次官が急きょ苫小牧にお出でになつた駅です。

台風十五号の災害復旧などについては、政府で一応臨時國會に補正予算に組んで提案を予定していますので、この決定をまつより外はありません。港灣についても大蔵省その他関係方面に予算獲得についての折衝を行つてきました。

15號台風の被害者は——
——12月25日までに必ず申請を
市民税・固定資産税など減免

去る九月二十六日の十五号台風により市民税の納税義務者（但し、個人に限る）が死亡などしたばあい（洞爺丸の遭難者も含まれる）とか農作物や漁業等について、または家屋や償却資産について甚大な被害をうけ、昭和二十九年度第三期分以降の市民税または固定資産税についてその納期が特に困難なものに対しては申請により被害状況を調査のうえ、左記の被害程度に応じた輕減割合によつて第三期分および第四期分の市民税または固定資産税を減免することができますから該当者はその事由に該當する事実またはその資産の被害状況、被害金額その他必要事項を記入した減免申請書を「十二月二十五日」までに市長に提出して下さい。なお申請用紙は市役所税務課に用意してありますからご利用下さい。

農漁業も相当減免（市民税）

（市民税）

㊀納税義務者—個人に限る

①死亡したばあいは十割

②生活保護法の規定による生活扶助をうけることになつたばあいは十割

③不具者となつたばあいは九割

㊁農作物または漁業等の損害金額（保険金、損害補償金等により補てんされた金額を除く）が四割以上であつて、前年の総所得金額が百万円未満の者

昭和二十八年中における総所得金額	減免率 被害四割以上七割未満のもの	同七割以上
十五万円未満	六割	十割
十五万円以上三十万円未満	四割	八割
三十万円以上五十万円未満	二割	四割
五十万円以上百万円未満	一割	二割

家屋の全壊は十割（固定資産税）

（家屋）

㊀全壊等により家屋の原形をとどめないばあいは十割

㊁主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とするばあいで、その家屋の価額の六割以上の價値を減じたと認められるものは八割

㊂屋根、壁、建具等に損傷をうけ、居住または使用目的を著しく損じたばあいで、その家屋の價額の四割以上六割未満の價値を減じたと認められるものは六割

㊃屋根等に損傷をうけ、居住または使用目的を損じ修理または取壊しを要するばあいで、その家屋の価値の二割以上四割未満の価値を減じたと認められるものは三割

償却資産も家屋同様

（償却資産）

風害により災害を被つた償却資産についても、家屋の例により第三期以降の固定資産税を輕減または免除します。

新しく自轉車や荷車を所有・譲渡・廢車の時は
——七日以内に必ず届出て下さい——

自転車、荷車を新しく所有したとき、または譲渡したとき、廃車したときは、七日以内に届出ることに定められていますから、このようなときには必ず市役所税務課まで印鑑を持つてお出で下さい。

なおこの届を怠つたときは過料をとられることもありますので、どうぞ励行して下さい。

鈴蘭通りの本管埋設工事できる
私設下水道を造りましょう
大町 錦町　施設義務區域は26日告示

市道東八丁目道路（市内錦町、大町地先鈴蘭通り＝大通り～三條通り間）のうち、国道三十六号の交叉点（大通りライオン洋服店横）から三條通りの交叉点（三條通り岡部樂器店）に至る間に下水管を埋設する下水道工事は、十月初めから着手して去る二十二日完成いたしました。工事中皆さまに大へんご不便とご迷惑をおかけしました。

今回市で埋設したこの下水管に排水する私設下水道をつくる必要のある区域は十一月二十六日付でつぎのとおり告示されています。

錦町二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、八七、八八、八九、九五、九六番地
大町一、二、一九、二〇、二一、三四番地

なおこの地域内、若しくはこの地域に隣接して居住している方は、この下水管に汚水を流入する義務がありますから、できるだけ早く市役所土木課下水道係にご相談のうえ、申請書を提出して私設下水道の施設にご協力願います。

昨年より1.369名ふえ
女性の方が330名多い
11月末有權者總數24.044名

市選挙管理委員會では、九月十五日現在の基本選挙人名簿を作るため、市民から申告票を提出していただき一応十月三十一日現在によりまとまりましたが十一月五日から十九日まで行つた縦覧により脱落のための異議の申立者八十九名、誤載のための異議の申立者二十名おりましたので、結局十一月三十日現在における基本選挙人名簿の登録人員は、市管内の十五投票区で男一一、八五七名、女一二、一八七名合計二四、〇四四名で、女性が三三〇名多くなつております。

また昨年十二月二十日現在の確定有權者数は男一一、二二一名、女一一、四五四名合計二二、六七五名に比べると一、三六九名増加しております。

五日までに必ず申請を
農委選挙有權者へ

市農業委員会委員選挙人名簿調製のため、十二月一日現在の事実に基いて申請書を、十二月五日までに提出することになつておりますが、まだ提出してない該當農業者はお忘れなく十二月五日までに農事組合長か、市農業委員会事務局へお届け下さい。

人權週間を迎えて
人權擁護委員　遠山五十二

今年も又人權週間が十二月四日から十日まで行われる。私たちの住んでいる苫小牧市において、人權が完全に護られているだろうか。憲法に依つて保障されている基本的人權を、私たちが護ることにより、苫小牧市が明るい、住み良い街になるのである。

基本的人權とは憲法第三章に「國民の權利及び義務」として明示されているが、今の世相から眺めた人權侵犯事件を列記して、市民の皆さんの参考に供したいと思つている。若し市民の皆さんが人權を侵害された時は、直ちに人權擁護委員まで、申告され そしてお互いに協力して、私たちの住んでいるこの苫小牧市を明るくしたいと、念願している。

近江絹糸は勞働爭議で有名になつたが、人權爭議とも呼ばれていた。それは会社が封建的な組織と考え方のもとに、從業員である女工の人權を侵害していたのである。

①信教は自由であるにかかわらず、夏川社長は祖先の仏壇の前に、從業員を強制的に集合させ礼拝させた。

②結婚した女工に共稼ぎは能率低下するといつて許可せず、退職を通告した。

③寄宿舎の舍監は会社の命令で、女工宛に来た手紙（信書）を開封し検閲した。

以上はいずれも憲法第二十條第二十一條第二十七條違反の人權侵犯事件である。

④先日の北海道新聞に、母親が息子の結婚に反対し、嫁の眼前で三人の孫をナタで惨殺した事件が報道されていた。母親は嫁がアイヌであることに不満をもち、子供さえ居なければ、息子は嫁を離婚するであろうということから起きた悲劇である。これはアイヌに対する社会的身分差別の例で、憲法第十四條違反と共に殺人罪でもある。

つぎに市内の人權侵犯事件は次の通りである

①某組合で金庫破りの盗難事件があつた。金庫に残された指紋から、全組合員の指紋を取り参考にしようとしたが、これは飽迄全組合員に強制すべきでなく、その点関係者に勧告したところ、指紋をとることは中止となつた。

②某中学の教室内で手工費代金が盗難にかかり、教師某は生徒某を取調べ中、態度が悪いと殴打した暴行事件があつた。理由がどうあろうとも、教師が生徒に暴力を振うことは慎むべきで、札幌法務局より再びかかることのないよう勧告された。

③保健所の職員某は飲食店の保健衛生の監督權を利用し、業者の弱味につけこんで市内飲食店数軒で無銭飲食をした。これは監督權という行政上の職權を濫用した事件である。この事件調査の際職員某は道に転勤退職していた。

④某料理店の酌婦某は、前借金で自由を拘束されていた。しかし健康を害したために、自宅に帰ることを主人に願つたが許されなかつた。そこで人權侵害であることを説明したところ、主人も納得し、酌婦某は自宅に帰れた。

⑤その他宅地境界線の紛争事件と離婚三件がある。

無料人權相談所を開設
九日市役所で　ぜひご利用下さい

十二月十日は、國際連合が世界人權宣言を採択した六周年記念日に當りますので本年も十二月四日から十日までを「人權週間」として札幌法務局でも各種行事を行う予定ですが、その一端として憲法に保障されている國民の基本的人權を擁護するため、十二月九日午前十時から苫小牧市役所二階監査委員室に「人權相談所」を開設します。

人權侵犯問題はもちろん家庭、住宅その他法律問題についても無料相談に応じますから日ごろこれらのことでご心配のある方はぜひご相談をうけられますようおすすめいたします。

なおこの「法律相談所」には札幌法務局や同局室蘭支所職員と苫小牧市人權擁護委員遠山五十二、湯口チエノ氏らが相談相手として臨みます。

★

貧困者に温い愛の手を

"歳末援護運動"始まる

市社会福祉協議会

現在市内には被保護世帯が約百五十世帯あり、それぞれ更生のため努力しておりますが、現在の保護費だけではこの寒空に落ち着いた生活もできません。ことに歳末をひかえていろいろ出費も多いことと思います。このようなお気の毒な生活困窮者に明るいお正月を迎えていただくために、市社会福祉協議會では、市福祉事務所の後援のもとにつぎの要領により『歳末援護運動』を実施することになりましたので、市民有志のご同情ある協力をお願いいたします。

㈠運動期間　受付＝十二月一日から二十日まで
　　　　　　配分＝十二月二十三日から二十八日まで

㈡受付場所　市社会福祉協議会（市役所内）地區民生委員

㈢品　種　皆さんから援護していただく物資は、衣料、食品等の生活必需品やその他の物資でも構いませんし、数量も特に限定いたしません

土の中の埋藏文化財は無断で掘れば處罰

発見したら市教委へ届出を

土の中から出たものでも文化的遺産として價値あるものは無届で掘つたり、所有したりすることはできません。

これは文化財保護法という法律によつて定められておりまして、歴史上、学術上また藝術上貴重な資料となるからです。

苫小牧でも植苗附近から昔の土、石器や鉄器などが出土していますが、さいきん坊主山の麓からも出土しました。

指定遺跡の有無にかかわらず文化財保護委員会の許可がなければ発掘できませんし、無断で掘れば処罰されます。

これら遺物を偶然に発見されたばあいは、市教委に直ちにお届け願います。また今までにこれらの出土遺物を無許可で所有している方もこの際市教委にお届け願います。

室工大鷲山教授の講演

公民館では、室蘭工業大学人文科教授鷲山第三郎氏を招き十三日午後六時から講演會を行いますが、演題は「クレテ島の迷宮について」で、講演が終つてから有志を集めて座談會も開催する予定です。

池田嬢王子のスケート対談など

（室蘭放送局から放送）

室蘭放送局から十二月中に放送する苫小牧関係〆の氏名および日時はつぎのとおりです。

▽十二月四日（土曜）午後六時四十五分から十五分間『芸能ステージの時間』に王子社宅中部二区一號山崎正之さん方山崎千壽子さん(21)のピアノ独奏（第一放送）

▽十二月五日（日曜）午前十時二十分から十分間『家庭と学校の時間』に東小學校校長加藤虎雄さんと東小学校PTA副会長対馬フミ子さんの『教育界の動き』（第二放送）

▽十二月七日（火曜）午後六時四十五分から十五分間『ラジオ地方版の時間』に西小学校教頭吉田正男さんの『スケートシーズンを迎えて』（第一放送）

▽十二月十一日（土曜）午前六時十五分から十五分間『いね子の時間』に苫小牧市役所生活改良普及員小谷かのさんと胆振支廳生活改良普及員佐藤雅子さんの『生活改善についての対談』（第一放送）

▽十二月十四日（火曜）午後一時四十五分から十五分間『婦人の時間』に新生活研究會運営委員長高村ふさ子さん（苫小牧簡易裁判所高村判事夫人）の『わが家の家計簿の作り方について』（第一放送）

▽十二月二十八日（火曜）午後一時四十五分から十五分間『婦人の時間』に王子山林部運輸課勤務池田チサさんと室蘭港北中学校生徒潤間千世子さんの『スケート対談』（第一放送）

なお十一月二十八日（日曜）の『家庭と学校の時間』には、丸山小学校で道内でも珍しい自校製パン給食について、宮脇校長を中心として荒木PT會長、婦人代表高橋キヨシさん、市教委栄養士杉浦美智子さんたちのお話を現地録音したものを放送しました。

密殺肉は危險です!!

自家用屠殺は22日までにお申込下さい

必ず正規の肉屋から買いましょう

これから年末にかけて肉がたくさん市内に出廻りますが、その中に正式な手續を經ないで密殺された肉があります。このような肉は家畜伝染病などのため、と場を通じてのと殺を禁止されたものが多く、人に害を與える危險が多分にあります。と場で処理されるばあいは、充分な衛生檢査のうえでと殺が許されるので安心して食べられるわけです。

正規な肉屋では、と場から運ばれた安全な肉を取扱つていますし、保健所の衛生監視員が常に注意をしていますから、肉を買うばあいには必ず正規の肉屋から安心して買うようにいたしましょう。行商人は危険な密殺肉を売つているばあいが多いので氣をつけて下さい。

一方生産者が衛生的な肉を得ようとするばあいには必ずと場で処理してもらうべきで自家用として食べるものは、手續をしてと場外でもと殺することができます。この手續や條件についてくわしいことは市役所保健課にお問い合わせ下さい。

なお自家用と殺の希望者は十二月二十二日までにお申込下さい。

クル病が受診者の26%

赤ん坊の体力検診成績　半分くらいは病弱児

市の乳幼児（昭和二十八年九月一日から二十九年十月三十日までに生れたもの）の体力検診は、去る十一月八日から二十日まで十二日間市内部落三十地区で行われましたが、この受診者総数は対象七四〇名（男三九七名、女三四三名）のうち五四二名（男二九一名、女二五一名）で受診率七三%という餘りいい成績ではありませんでした。

このうち健康児は二八七名（男一五二名、女一三五名）で受診者の約五三%、またクル病は実に一四三名（男八五名、女五八名）で受診者の二六%をしめその他の病氣は一一二名（男六四名、女四八名）でした。

結核検診の結果、BCG受施者は男女とも四三名の合計八六名でした。

（寫眞は市役所における赤ん坊体力検診風景）

『四円の年賀はがき』について

今年も市民皆さまの深いご理解により「お年玉つき年賀はがき（五円）」は、すでに全部売りつくしましたことを厚くお詫申上げます。

「四円の年賀はがき」は、まだ相当残つておりますが、今年は昨年と同じ割当数（苫小牧局一万九千枚驛前局一万二千枚、東町局八千枚）で、しかも昨年より売行きが良好ですから、品切れにならないうちに窓口でお求め下さい。

苫小牧郵便局

全市民に贈る"歳末防犯虎の巻"

苫小牧警察署では、十一月十五日から歳末警戒に入つておりますが、これからふえる犯罪をどうすれば防止できるか、また若し强盗に入られたばあいの心構えなどについてあの手この手の『防犯祕訣』を伝授して全市民の防犯への協力を望んでおります。

苫小牧警察署から

强盗には落着いて人相風体を確かめる

貴重品の置場や特徴を書いておくこと

㈠**不審者に對する注意**　変な行商人、押売り、脅かして金品の寄附を乞うものなど発見の際は、警察官または近所に通知すること

㈡**戸締りの注意**　就寝時、外出時には、特に裏口、勝手口、湯殿、便所の汲取口、床下、天窓などに注意すること

㈢**貴重品置場の検討**　現金、貴金属類その他貴重品、衣類、貯金通帖、有価証券、電蓄、自転車ミシン、時計の置場はもちろん、その記号、番号特徴などをよく調べ、手帖に控えて置き後日事故発生のばあいは、贓品発見に便ならしめると共に最寄りの交番に前もつて届け出て置くこと

㈣**家屋の周圍**　家屋の周囲に木材、はしご、踏台などを置くと犯人に利用されます。また室内は暗く、室外は明るくし、硝子戸などには内部の見えないカーテンをかけて置くこと

㈤**强盗に對する心構え**　深夜の電報、訪問客に注意し、よく確かめてから応待し、强盗に入られたら騒いだりあわてたり、反抗せずにできるだけ落ちついて相手の人相、着衣、特徴、言葉ずかい、兇器などを覺えて置いてできるだけ早く近所または警察官に知らせること

㈥**照明燈の設置**　外灯のない暗がり道路でいろいろな犯罪が発生するので、この発生防止のため、このような個所を調査して各機關と連絡をとり照明灯をつけること

㈦**官廳、銀行、会社、郵便局などに對しては**

①盗難報知機（非常ベル、玄関ベル）などの施設すること

②夜間宿直員、不寝番の配置をすること

③多額な現金取扱口は、できるだけ狭小にして外部から現金を奪取されないように心がけ、出納係の周囲には適當な柵を設けること

④来客は事務室を通らせず直接応接室で応待し、特に昼休み、閉店直後などは出入者に注意すること

㈧**商店等に對しては**

①不審者の出入には注意しまた監視員を配置すること

②夜間表軒下に商品、空箱などを放置しないこと

③就寝前陳列窓の照明を消さず、商品をそのままにして置かぬこと

㈨**倉庫、土藏（火薬庫）などに對しては**

①周囲に外灯をつけ、窓、出入口などの施錠は完全にすること

②番犬をつなぐか、不寝番を配置すること

× × ×

中小企業者へ年末特別融資

例年実施されている年末資金の特別融資が本年も関係各金融機関の協力を得てつぎの要領によつて実施されることとなりましたので、融資を希望される方は申込んで下さい。

㈠貸付の対象＝中小企業者（商工中金のばあいは中小企業等協同組合に限る）但し、遊興、娯樂等の不急の業種は除かれる

㈡資金の使途＝あくまでも事業資金（運轉資金）であつて救済的意図を持つ資金は対象としない

㈢貸付の限度＝一口五十万円以内　但し、商工中金のばあいは三百万円以内とし必要によつて五百万円以内とすることができる

㈣貸付期間＝三カ月以内

㈤利率＝各金融機関の貸出利率による

㈥担保＝原則として担保を必要とするが一口の貸出金額十万円以内のばあいは担保の代りに保証人によつて取扱できる

㈦保証＝北海道信用保証協會の保証付とする

㈧取扱期間＝昭和二十九年十一月十五日から十二月二十日までとする（十二月二十日までとはこの日までに保証協会に送付されたものを指す）

お米の配給通帖の取替え

五日まで家族名簿を登録店へ

毎年十二月に行われるお米の配給通帖の新旧交換を今年も例年とおり実施いたします。

今まで使用していた古い通帖に、お手元に配付された家族名簿（A表・B表の二枚）に必要事項をもれなく記入したものを添えて各自の登録店へ十二月五日までにお忘れなく届けて下さい。

新しい通帖は来年一月上旬交付の予定ですが、その時はまた改めてお知らせいたしますから、印鑑ご持参のうえ各自の登録店でお受け取り下さい。

もち米は三日分配給（十二月分）

市の十二月分のお米の配給は、もち米三日、内地米八日、外米四日合計十五日分です。

女手一つで荒廢地も征服

表彰された辨天開拓團山崎つるよさん

山崎つるよさん

北海道開拓協會では、十一月二十日札幌市道開拓会館で第三回開拓篤農婦人表彰式を行いましたが、今回表彰されたのは全道で二十六名で、苫小牧市字勇払弁天開拓團山崎つるよさん(41)も胆振管内からただ一人、苫小牧市として初めて表彰され、晴れの式典に参列しました。

山崎つるよさんは、樺太で終戦を迎え、大黒柱の夫に死別してから五人の子（四男一女）を抱えて一時途方に暮れましたが、引揚げてきてから固い決意のもとに昭和二十六年四月弁天開拓地に入地いたしました。この弁天開拓地は、火山灰におおわれた不毛の地で、農業經營には不適ですが、つるよさんはかよわい女手一つで、幾多の悪條件と血の出るような苦斗を続け、よくこれを克服し、最初六町歩の荒廢地を耕したうえ二十七、八年には更に四町歩余を新たに開墾し、現在農耕地十町二反という男も及ばない開拓実績をあげ、このほか、経営合理化のため牛馬各一頭、緬羊三頭、鶏二十羽なども飼育して營農力强化に成功し、不撓不屈の精進を重ねて各方面から開拓者の模範として尊敬を集めております。

蔦森さんら五氏晴れの表彰

開拓功労により

胆振戰後開拓十年記念大會は、二十日室蘭市労働会館で行われ、小野胆振支廳長から管内の開拓功勞者三名と優良開拓者二十二名に表彰狀と記念品を贈りましたが、苫小牧市の受賞者はつぎの五氏でした。

▽開拓功勞者＝蔦森春明（静川）佐久間福松（弁天）

▽優良開拓者＝阿部善吉、高橋しげの（以上弁天）池田鶴彦（勇払開拓）

丸彦渡邊で西小へ門柱寄贈

市内彌生町丸彦渡邊建設株式會社では、十一月十九日西小学校前庭の正門として門柱（御影石で高さ三米、幅五十糎）一構の寄贈を市に申出ました。

十二月分生活扶助費は八日に支給いたします

生活保護法による生活・住宅・教育扶助費（十二月分）は十二月八日（水曜日）午前十時から午後四時までの間に支給いたしますから、該當者は當日時間厳守の上御受領下さい。

なお当日は保護手帖、印鑑を忘れずにご持参願います。

苫小牧市福祉事務所